

ひろげよう 育てよう みどりの都市

10月は都市緑化月間です

毎年10月1日から31日は都市緑化月間として国及び地方公共団体で様々な活動を実施しています。
町も、日ごろから緑化及び公園等の整備に関する活動を町民の皆さんと一緒に進めています。

問都市計画課 内線221

平成16年度から活動している「神明町花壇クラブ」の代表二宮さんにお話しをお聞きしました。

神明町花壇クラブの皆さん
右から 荒金さん、安部さん、二宮さん、宮代さん、藤野さん、川崎さん、細井さん



花いっぱい運動

花に親しむ機会を増やし、こころのやすらぎと美化意識の高揚を図ることを目的として、花いっぱい運動を推進しています。



地域や利用者などの自主的なボランティア団体が町とのパートナーシップにより公園等をよりきれいにしていくことを目的とした制度です。

公園緑地里親（アダプト）制度

平成21年度の制度開始当初から森下公園で活動している「あしたばの会」の代表高橋さんにお話しをお聞きしました。



あしたばの会の皆さん
右から 吉川さん、後藤さん、佐藤さん、高橋さん、高島さん、藪田さん、楠原さん、百瀬さん

神明町公園を奥に進むと、四季のお花を楽しめる花壇があり、色とりどりのお花はいつも皆さんを和ませてくれます。そのお花の植替えのほとんどを、二宮さんお一人でされているそうです。

「お花の植替えは、自分の庭の世話の延長でやっているようなものなんです」と二宮さん。重労働に思える作業もそれほど苦ではないと話します。

「植物は手入れをしてみるとそれがすぐに跳ね返ってきます。肥料をやるとすぐに元気になる。それが魅力的で一番の楽しみです」と笑顔で話します。お花の仕入れも二宮さんがされているそうです。

「値段と相談しながら仕入れをしています。『花いっぱい運動』は計画から植替えまで自由にやらせてもらえるので、そういった制限が無いことは助かっています」と続けます。

きれいな状態を保つ

「神明町花壇クラブでは、毎月第一土曜日の午前中に、全員で花壇の花の手入れや周囲の清掃活動を行っています。日ごろもごみが落ちていたら、その都度拾うようにしています。ごみが溜まると捨てていく人が増えますが、きれいな公園にはごみ

「アダプト制度は町からの提案で知りました」と高橋さん。「それ以前は『花いっぱい運動』に参加していましたが、地域のお役に立ちたいという思いがあり、メンバーと相談して公園の里親になりました」ということになりました。制度加入後は助成金をいただいて道具を揃えていきながら、清掃や除草、生垣の剪定などの活動を始めました。

「花の生産者さんとも長い付き合い合いです。花を紹介していただくこともあります。今植えている花はポーチュラカで、夏でも枯れにくいと教えていただき、3年前から夏はこの花を植えています。以前より水やりの回数も減り、世話が楽になりました」と話します。

「花を植えたりしていると公園の前の道を通る人たちが『いつもご苦労様です』『お花きれいですね』と声を掛けてくださると話します。」



修繕前
後藤さんを中心にベンチを修繕。見違えるほどきれいに。



修繕後

「去年は老朽化したベンチを修繕しました。道具さえ用意してもらえれば自分たちで作ります」と町に申し出たんです。そういうことが好きなメンバーもいるんです」と、皆さん楽しみなで活動されていると教えてくださいました。

メンバーも年を重ね、辞められた方もいるといいます。「あしたばの会」という団体名は、いつも元気でやっていこうとメンバーの皆さんと考えられたそうです。

「いつもお花が咲いている公園にしていきたいですね」

を捨てる人は少ないんです」と二宮さん。

たくさんの方に利用してもらいたい



メンバーの宮代さん、藤野さんは話します。「神明町公園はきれいで静かな公園なので、静岡・東京方面から登山やハイキングに来る方の集合場所にも使われていると聞きます。夏は盆踊りで大人から子どもまで集まり、みんなで踊るととても賑やかになるんですよ。公園を利用していただくのは嬉しいです」

活動団体を募集しています

町では、公園・緑地等の里親や花のボランティアとして協力していただける団体（在住・在勤・在学の方で組織していること）を募集しています。興味のある方は問合せ先までご連絡ください。

活動団体には、安心して活動していただくためのボランティア保険の加入や、用具や花苗の提供なども行っています。

みどり基金

緑地の購入や保全のため、町の出資金や町民の皆さんや企業・団体からの寄付金を基金として積み立てています。

家庭緑化制度

シンボルツリー奨励補助金
シンボルツリーの植栽を奨励し、補助金を交付しています。主な基準は、植栽する樹木及び位置が大磯町景観計画の内容に沿うこと、植栽に要する費用が2万円以上であること、植栽する樹木の高さが3メートル以上であること

いけがき設置奨励事業

いけがきの設置を奨励し、補助金を交付しています。主な基準は、国・県または町の管理道路に接する部分の総延長が5m以上（地区により2m以上）樹木の高さが概ね90cm以上で植栽本数が1mに付き3本以上で、樹木帯が30cm以上あること。いけがきの延長1mにつき、2千円または2千5百円とし、上限は4万円

いずれの補助金も植栽前に確認事項等がありますので、お気軽にお問合せください。

問都市計画課 内線221